射水市民病院　入院患者面会規定

１．目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２．基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染防止対策、その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

３．面会時間・人数等

当院の面会時間、人数、面会者については原則として以下のとおりとする。

（１）平日、休日・祝日問わず **15 時～18 時**までとする。

（２）対面時間は、１回につき **30 分程度**とする。

（３）面会者名簿に、患者名、面会者名、面会人数、来院時間の記載をする。

（４）面会人数は、**１回につき２名**とし、３名以上の場合は交代で面会する。

（５）院内感染防止及び療養環境保持のため、面会者は、**家族及び親族**とする。

・友人、知人は原則禁止とする。

・ただし、患者の療養上重要な役割を担う者（キーパーソン）については、医師または看護師の判断により認めることがある。

４．面会制限対象者

以下に該当する者は面会を禁止または制限する。

（１）発熱、咳、下痢等の感冒症状がある者

（２）感染症に罹患している可能性がある者

（３）医師または看護師が不適切と判断した者

５．感染防止対策

面会者は以下の事項を遵守する。

（１）入退室時には手指消毒をすること。

（２）病棟内への飲食物の持込は原則禁止とする。

・ただし、患者の状態により医師が許可した場合はこの限りではない

（３）面会中の飲食は禁止とする。

（４）面会中は患者の安静及び療養環境に配慮すること。

６．例外的な取り扱い

以下の場合は、来院時間は問わず、事象終了まで滞在可能とする。

（１）急変などによる病院からの緊急招請時。

（2）重篤患者、終末期患者等、医師が特別な配慮が必要と判断した時。
（3）認知症患者、小児の入院等、医師が療養上付き添いが必要と判断した時。

７．面会禁止措置

感染症流行時や院内感染発生時には、**全面的に面会禁止**とすることがある。

８．厳守事項

面会者は職員の指示に従うものとする。
指示に従わない場合、または他の患者の療養環境を著しく損なう行為が認められた場合は、面会を中止することがある。

９．改定及び見直し

本規程の内容は、院内の幹部会議または感染対策委員会において協議し、患者の療養環境、医療安全及び感染対策等の観点から、必要に応じて見直しを行う。

本規定は、令和８年７月１日より施行する